

反社会勢力の排除に関する誓約書

当社は、コンプライアンスの観点より、反社会的勢力との関係の排除を徹底するために、全ての契約について、以下のとおり誓約いたします。

第1条

本誓約書にて誓約した事項については、本誓約書提出以前に貴協会との間で締結した（書面・口頭を問わず）すべての契約及び本誓約書提出以降に当社・貴協会間で締結されるすべての契約について適用されることを当社は了承します。

第2条

自己およびその役員・従業員等自己の関係者（親子関係にある法人、取引先を含む）が、下記の各号いずれにも該当しないことを表明・保証し、かつ将来的にわたっても該当しないことを誓約します。当社が各号の一に該当したとき、または該当していたことが判明したときは、貴協会が別段の催告を要せず、前条に係る契約、取引、申込みを全て解除することを当社は了承します。

- 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に規定する暴力団、またはその関係団体及び個人
- 前号記載の暴力団およびその関係団体の構成員
- 「総会屋」「詐欺集団」「特殊知能暴力集団」等の反社会勢力、またそれら反社会的勢力の一員
- 前各三号の他、暴力、威力もしくは詐欺的手法を駆使した暴力的な要求、もしくは法的な責任を超えた不当な要求を行う事により、経済的利益を追求する団体または個人
- 前各四号の団体、その構成員もしくは個人と何らかの関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

第3条

当社は、親会社、子会社（いずれも会社法の定義による、以下同じ）または基本契約等の履行のために再委託する第三者が、前条各号に該当しないことを誓約します。

第4条

当社、またはその役員が、下記の各号の一に該当したとき、貴協会が、別段の催告を要せず、即時第一条に関する契約の全部または一部を解除できることに、当社は異議申し立ていたしません。

- 相手方に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること
- 詐欺的手法、または偽計、暴力を用いて相手方の業務を妨害すること
- 風説を流布するなど、相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと
- 反社会的勢力である第三者をして前三号の行為を行わせること
- 自ら、または役員もしくは実質的に経営を支配する者が、暴力団、総会屋、詐欺集団、特殊知能暴力集団などの反社会勢力に資金提供を行うなど、その活動を助長する行為を行うこと
- その他、本号1から5に準ずる行為

第5条

当社の親会社、子会社または基本契約等の履行のために再委託する第三者が、前条各号に該当したとき、貴協会が、別段の催告を要せず、即時第1条に関する契約の全部または一部を解除できることに、当社は異議申し立ていたしません。

第6条

当社は、第2条から第5条に違反したことにより契約を解除した場合、当社に損害が生じても、貴協会が、賠償責任を負わないことを了承します。

第7条

当社は、自らが第2条から第5条に違反したことにより契約を解除された場合、貴協会に発生する一切の損害を賠償します。

令和 年 月 日

住所：

社名：

代表者名：

印